



第 1 章

美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち くらし環境分野

豊かな自然環境の保全

- 1-1-1 自然特性を生かしたエネルギーの利用推進
- 1-1-2 自然環境の保全と環境学習の推進

快適な生活環境の整備

- 1-2-1 住みよい環境衛生の整備
- 1-2-2 きれいな水を守る生活環境の整備
- 1-2-3 いつでもどこでもおいしく飲める水道水
- 1-2-4 地域を結ぶ移動手段の確保

安全・安心な地域づくり

- 1-3-1 交通事故のない環境づくりの促進
- 1-3-2 犯罪のない安全・安心なまちづくり
- 1-3-3 災害に強い防災体制の整備と周知
- 1-3-4 消防・救急救助体制の充実
- 1-3-5 原子力に関する正しい知識の普及

政策：豊かな自然環境の保全

施策 1-1-1

自然特性を生かしたエネルギーの利用推進

《 施策の方針 》

本市は、年間を通じた平均風速が 4.9m/s であり、特に冬季には西の季節風が強く、日本一日照時間が長いという自然特性を生かしたエネルギーを活用することが可能な地域です。地球温暖化対策が急務であるなかで、土地利用との調和のとれた太陽光発電や風力発電などの自然特性を生かしたエネルギーの利用を推進します。

《 現状と課題 》

現状

- ・ 家庭用太陽光発電などの新エネルギー機器や省エネルギー機器の導入に対し、設置費の一部を補助し導入を推進するとともに、子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む「アース・キッズチャレンジ事業」を実施しています。
- ・ 市役所は、一事業所として、エネルギー消費削減のモデルとなるようエコアクション21（※1）の取り組みを推進しています。

課題

- ・ 10kW以上の太陽光発電施設の建設が無計画に行われているため、土地利用計画に沿った太陽光発電施設などの建設や、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進する「御前崎市エネルギービジョン」の策定が必要です。
- ・ 地球温暖化を防止し、環境への負荷の少ないエネルギー利用を推進するため、小・中学生や市民への学習機会を提供し、意識の向上を図る必要があります。

※1 エコアクション21：環境省が制度化した中小業者向けの第三者認証を伴う環境経営システム。事業所「御前崎市」として平成25年3月4日付けで認証・登録。

《 施策の柱・目標 》

1. 「御前崎市エネルギービジョン」の策定

- ・ 太陽光発電や風力発電などの自然特性を生かしたエネルギーの活用を推進するため、「御前崎市エネルギービジョン」を策定します。

2. 家庭用新エネルギー機器・省エネルギー機器の設置推進

- ・ 家庭用太陽光発電などの新エネルギー機器やヒートポンプ型給湯器などの省エネルギー機器の設置に対する補助を行うことで、市民の意識向上を図り地球温暖化防止を推進します。

3. エネルギー学習の推進

- ・ 小学生に対する「アース・キッズチャレンジ事業」など市民や学生に対する、エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の構築についての学習機会を提供します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	「御前崎市エネルギービジョン」策定	-	計画策定	計画の推進
2	新エネルギー・省エネルギー機器導入設置費補助交付件数	1,859 件	2,500 件	3,000 件
3	アース・キッズチャレンジ事業参加人数	603 人	1,000 人	1,400 人

目標 2 平成 15 年度からの累計件数。

目標 3 事業に取り組んだ児童の累積参加人数。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画

御前崎市地球温暖化対策実行計画



政策：豊かな自然環境の保全

施策 1-1-2

自然環境の保全と環境学習の推進

《 施策の方針 》

国指定天然記念物ウミガメや県立自然公園の浜岡砂丘、また、緑豊かな森林と自然発生するゲンジボタルなど、豊かな地域の自然資産を次世代に引き継いでいくため、御前崎市環境基本計画に基づき環境教育や環境保護活動を推進していきます。

《 現状と課題 》

現状

- ・ 市内小学校では、ウミガメの飼育や産卵・放流観察会を通して環境教育・環境学習が行われています。
- ・ 市内小・中学校ではウミガメの生息環境を改善し、地域の自然を大切にする海岸清掃活動「亀バックホーム大作戦」や海岸清掃などを行う「緑の少年団」活動などを実施しています。
- ・ 市民ボランティアなどにより、河川の草刈り・清掃や海岸清掃活動、また古城跡を利用したハイキングコースの整備が行われています。
- ・ 山の管理ができていないため、山が荒れ里山がなくなってきています。

課題

- ・ 近年、ウミガメの上陸頭数、産卵頭数が減少する傾向にあります。これは、砂浜の後退やごみ、流木などの海岸漂着物が原因の一つと考えられるため、砂浜の保全や海岸漂着物の適正処理が必要です。
- ・ 山を管理することにより、里山として利用することが必要です。
- ・ 里山や古城跡のハイキングコースを利用した環境教育の実施が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 自然環境の保全と学習機会の提供

- ・ ウミガメの生息環境保護には、きれいな海岸が必要であるため、小・中学校や環境団体と協力して海岸清掃などを行います。
- ・ ウミガメの産卵・放流観察会やゲンジボタル観察会、里山や古城跡のハイキングコースにおいて、生き物や自然とふれあう環境教育の場を提供し、市民一人一人の環境への意識向上を図ります。
- ・ ボランティア団体（企業含む）の支援（焼却場の免除申請、ごみ袋の配布など）とごみ捨て防止の啓発を行います。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	海岸清掃ボランティア数	490人/年	700人/年	750人/年

目標 1 亀バックホーム大作戦、小学校海岸清掃、砂丘コネクションとボランティア（サーファーを含む）清掃の参加人数。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画



政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-1

住みよい環境衛生の整備

《 施策の方針 》

快適な生活を送ることができるよう、市民一人一人が環境に対する意識を高め、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、事業者への環境意識の啓発により悪臭などの公害防止に取り組みます。また、動物愛護の普及啓発により、野良猫の増加を抑え公衆衛生の向上を図ります。さらに、一部事務組合で運営している火葬場の老朽化に対処するため、整備計画を策定します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 本市では、町内会へのごみ集積所整備・管理に対する補助制度により、家庭ごみの適正処理を進めるとともに、資源集団回収の奨励や拠点回収によるごみの減量化、再資源化を推進してきました。
- ・ 不法投棄パトロールをしているものの、家庭ごみの不法投棄や放置自転車などごみの不適切な処理が見受けられます。
- ・ 野焼きを抑制する要望が寄せられています。
- ・ 飼い猫の避妊手術に対する補助制度や野良猫の避妊手術により野良猫対策を行っているものの、野良猫の苦情が減りません。
- ・ 公害苦情は、たとえ臭気指数の基準を超えていなくても不快に感じる悪臭への苦情が多くなっています。
- ・ 牧之原市との一部事務組合で運営しているごみの焼却場や火葬場は、ともに今後耐用年数を迎え、施設の更新時期にきています。

課題

- ・ ごみの総排出量や市民一人が1日に出すごみの量は減少していますが、家庭ごみの分別や出し方など、マナー向上と事業系可燃ごみの減量化が必要です。
- ・ 不法投棄防止ネットの設置に対する材料提供や看板の設置などの対策を講じていますが、不法投棄は減っていないため、市民の意識向上とともに、地域での監視の強化を進める必要があります。
- ・ 動物愛護思想の普及と適正飼育の推進を図るとともに、動物ボランティアの育成を進め、野良猫を地域で管理し、数を減らしていく地域猫活動（※1）を推進していく必要があります。
- ・ 水質汚濁や大気汚染などの公害を未然に防ぐ必要があります。
- ・ 悪臭問題は、事業所の理解と対策の実施によらなければ解決できないため、指導を進めるとともに、行政として可能な協力を行う必要があります。
- ・ 火葬場は、公衆衛生上欠くことのできない施設であり、老朽化により建て替えの時期にきているため、早急に整備計画を策定し整備を進める必要があります。

※1 地域猫活動： 地域住民が主体となり、野良猫に不妊去勢手術を施して繁殖を制限し、適切なえさやふん尿の掃除を行い、周辺環境の美化に努める活動。

《 施策の柱・目標 》

1. ごみの適正処理と再資源化の推進

- ・ ごみの減量意識を高めるとともに、分別により再資源化を推進し、資源集団回収の支援や拠点回収を進め、リサイクル率の向上を図ります。
- ・ 環境美化推進委員と協力して、ごみ集積所の監視・管理を進めるとともに、ごみの出し方の指導によるマナーの向上と、適正なごみ処理を周知します。
- ・ パトロールや必要に応じて防犯カメラを設置し、不法投棄の防止を進めます。
- ・ ごみ焼却場の整備計画について、検討を進めます。

2. 動物の適正飼育の推進

- ・ 飼い猫の避妊手術に対する補助や野良猫の避妊手術を行い、野良猫の増加を抑えます。
- ・ 市動物保護協会と連携し、野良猫の問題を地域とともに解決していきます。
- ・ 飼い犬の登録、狂犬病予防注射の実施率の向上を図るとともに、飼い方のマナー向上により適正飼育を推進します。

3. 公害防止対策の強化

- ・ 定期的に河川や港湾の水質検査や臭気調査を実施し、環境の監視と保全に努めます。
- ・ 工場などの事業者と環境保全協定（公害防止協定）を締結するとともに、事業所への立ち入り調査・指導により公害の未然防止を図ります。
- ・ 悪臭問題について、対象事業者の現状と臭気対策進捗よく状況を確認し、問題解決できるよう指導します。

4. 火葬場の整備推進

- ・ 火葬場の整備計画を策定し、地域住民の合意を得て整備を進めます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	市民1人当たりのごみの排出量	951 g/人・日	863 g/人・日	850 g/人・日
2	飼い猫・地域猫の避妊去勢手術 件数	129件	600件	1,100件
3	環境保全協定（公害防止協定） 件数	39件	42件	45件
4	火葬場の整備推進	—	建設開始	適正稼働

目標1 平成26年10月1日時点の値。

目標2・3 現状値は平成26年度の累計数値。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画、御前崎市一般廃棄物処理基本計画、各年度の一般廃棄物処理計画



政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-2

きれいな水を守る生活環境の整備

《 施策の方針 》

快適な生活環境の確保や河川などの水環境を保全するため、下水道（公共下水道（※1）・農業集落排水（※2）を含む）と合併処理浄化槽による地域に合った生活排水処理対策を推進します。さらに、下水道施設の統合や長寿命化を図るとともに、地震・津波などの災害に対する総合的、計画的な対策を推進します。

- ※1 公共下水道： 主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下に埋設された水路）である構造のものをいう。
- ※2 農業集落排水： 農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のこと。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 御前崎・白羽地区は合併処理浄化槽により生活排水を処理するため、合併処理浄化槽推進委員の協力のもと設置を進めています。
- ・ 浄化センター2施設は、包括民間委託（※3）により、維持管理業者のこれまで培った経験などに基づき、日常点検や月例点検を実施し、定期的にオーバーホールによる整備や消耗部品の取り換えなどを実施し、常時機能が発揮できるように維持管理をします。
- ・ 下水道事業の経営には、地方公営企業法の適用による経営健全化に向けた対策を行う必要があるため、準備作業を始めたところです。
- ・ 管路施設の耐震化については、優先度の高い管路からマンホールの浮上抑制・耐震化を実施しています。
- ・ 平成26年度に池新田浄化センターの津波浸水対策計画を策定しています。
- ・ 下水道施設長寿命化計画に基づき、計画的に電気設備や機械設備を更新し、下水道事業の安定的な運用を行っています。

- ※3 包括民間委託： 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地・物品管理業務などを一括して受託する性能発注方式による民間委託のこと。

課 題

- ・ 一般家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える必要があります。
- ・ 地方公営企業法の適用により経理内容を明確化し、経営の安定化に努める必要があります。
- ・ 公共下水道事業と農業集落排水事業を統合し、施設の更新や維持管理費の削減に対応した持続可能な下水道事業の推進を図る必要があります。
- ・ 静岡県第4次地震被害想定で、池新田浄化センターは津波浸水域に指定されたため、津波浸水対策計画を策定しました。この計画に基づき、早急に浄化センター耐震補強を含めた総合的な防災・減災対策計画を策定し、津波対策・補強対策工事を実施する必要があります。
- ・ 管路施設の耐震化については、池新田地区の主要管路について実施してきましたが、他地区も順次実施する必要があります。
- ・ 浄化センターは、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施してきましたが、設備の予防保全を行う必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 生活排水処理による公共用水域の水質汚濁防止

- ・ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、河川や海域の水質を保全し、市民が快適に生活できる環境づくりを推進します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置に要する経費について、補助制度により単独浄化槽やくみ取り便槽からの切り替えを推進します。
- ・ 浄化槽を設置している家庭については、浄化槽法に基づく定期清掃や法定検査受検の指導を行います。

2. 地方公営企業法適用による下水道事業健全化

- ・ 現在の現金主義・単式簿記から公営企業会計の発生主義・複式簿記の会計方式に移行することにより、経理内容の明確化・透明性の向上を図り、下水道経営の健全化を目指します。

3. 下水道施設の統廃合に向けた取り組み

- ・ 農業集落排水6処理施設を浄化センター2施設に統合することで、老朽化に伴う改築費やランニングコストを削減し、持続可能な下水道事業を推進します。

4. 下水道施設の地震対策と津波浸水対策

- ・ 下水道は生活において必要不可欠な施設であるため、地震時においても下水道の機能を保持し、被災したとしても早急に復旧できるよう、浄化センターや管路施設について地震対策や津波浸水対策を実施します。
- ・ あらゆる災害においても下水道事業が継続できるよう、事業継続計画（BCP）を作成し、随時見直しを図っていきます。

5. 下水道施設の長寿命化整備

- ・ 下水道施設の長寿命化対策を実施することにより、設備の延命化およびライフサイクルコストの縮減を図ります。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	汚水処理人口普及率	76.4 %	80.0 %	83.0 %
2	企業会計導入	—	導入	運用
3	農業集落排水を浄化センターへ接続した割合	0 %	16.7 %	66.7 %
4	下水道施設の耐震化率	38 %	47 %	55 %
5	下水道設備の長寿命化率	66 %	70 %	80 %

目標 1 下水道と合併処理浄化槽の普及率。

目標 4 耐震化計画施設に対する耐震化済施設の割合。

目標 5 対象設備数に対する長寿命化対策済設備数の割合。

《 関連する計画 》

御前崎市生活排水処理基本計画、御前崎市環境基本計画、御前崎市下水道総合地震対策計画、御前崎市下水道業務継続計画（地震・津波編）、御前崎市下水道施設長寿命化計画、御前崎市一般廃棄物処理基本計画、各年度の一般廃棄物処理計画



政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-3

いつでもどこでもおいしく飲める水道水

《 施策の方針 》

安心しておいしく飲める水を供給できるよう徹底した水質管理を行います。
水道料金の適正化と事業財政の健全性を保持していきます。
本市の水道は、自己水源がなく 100%受水しているため、災害時には供給が難しくなります。そのためにも安全な水を確保し、災害時でも迅速に給水が行えるように老朽化した管路の更新や水道施設の適正な維持管理を推進します。

《 現状と課題 》

現状

- ・ 本市の水道は、大井川広域水道（企業団）と榛南水道（県企業局）から安定的に受水していますが、今後の水需要については、人口減少や節水意識の向上などにより減少することを想定した水需要予測の見直しを行い、経営健全化に取り組んでいます。
- ・ 平成 27 年 4 月から「水道料金お客さまセンター」を開設し、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため民間へ委託しています。
- ・ 水道水の安定給水に努めるため、平成 24 年度に策定した老朽管更新計画に基づき、埋設後 30 年以上経過した管路総延長 445km のうち約 35km を老朽管と位置付けて耐震管へ更新しています。
- ・ 水道施設を長期にわたり保全していくため、定期的な保守点検により不具合箇所を早期に発見して、適正な維持管理に努めています。

課題

- ・ 安定給水を維持するため、供給事業者との連携をさらに深め、徹底した水質管理に取り組む必要があります。
- ・ 水需要の減少などにより財政的に厳しい状況が続いており、健全な経営を持続していくためには、近隣市との連携を深め、社会情勢の変化に合わせた料金改定も視野に入れ、財源計画の見直しを適切に実施する必要があります。
- ・ 老朽管更新計画をさらに推進するとともに、口径 50mm 以下の老朽管についても更新を推進して、漏水事故を未然に防ぎ、安定給水につ

なげる必要があります。

- ・ 水道施設の老朽化が進んでおり、災害時の応急給水体制を含めた耐震化に取り組む必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 安定供給と管理体制の充実

- ・ 安全でおいしい水を維持するため、徹底した水質管理に取り組みます。
- ・ 大井川広域水道および榛南水道と管路更新計画や受水計画などについてさらに連携を図り、安定した受水が行えるよう努めます。

2. 適切な水道料金体制の継続

- ・ 健全な経営を持続するため、平成 27 年度に策定した水道資産維持管理計画に基づく資産管理などにより、事業の効率化を図りながら、水道料金の適正化と事業財政の健全性を保持していきます。
- ・ 御前崎市水道ビジョンに示された水道料金回収率は減少傾向にありますが、近隣市との連携を深め受水費軽減や広域化に向けた検討を推進します。
- ・ 水道料金お客さまセンターが効率的に運営できるよう連携を図り、適切な指導を行います。

3. 耐震管路への推進

- ・ 安全でおいしい水を安定供給するため、老朽管の更新を推進して耐震管路の整備を図ります。
- ・ 漏水事故を軽減するため、口径 50mm 以下の老朽管についても早期に耐震管路へ敷設替えができるよう計画します。

4. 水道施設の維持管理および耐震化の推進

- ・ 水道施設の適切な維持管理や災害時の応急給水に対応するため、老朽化した施設の更新や耐震化を推進します。
- ・ 定期的な保守点検を実施し、水道施設の不具合箇所の早期発見に努めます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	水道水が「おいしく飲める」と回答した人の割合	83.2 %	86.0 %	90.0 %
2	水道料金回収率	63.4 %	61.0 %	58.0 %
3	管路の耐震化率	19.2 %	22.2 %	25.2 %
4	水道施設の耐震化率	66.7 %	88.9 %	100 %

目標 2 給水原価に対する供給単価の割合。経営状況の健全性を示す指標。水道原価がどの程度料金に回収されているかを表し、本市では減少傾向にある。減少割合を緩やかにすることを目標としている。

目標 3 管路の総延長に対する耐震管の延長の割合（K型継手は、軟弱地盤では耐震管に適合しないため含まない）。

目標 4 配水施設9カ所のうち耐震基準をクリアした施設の割合。

《 関連する計画 》

御前崎市水道ビジョン、御前崎市上水道事業基本計画



政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-4

地域を結ぶ移動手段の確保

《 施策の方針 》

地域の特性や市民ニーズに合った公共交通システムの構築を図り、快適で環境負荷の少ない移動手段の確保を目指します。また、高齢者が安心して便利に移動できる社会を実現するため、地域と行政が連携した移動手段を確立します。

《 現状と課題 》

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤、通学における移動手段として、自主運行バスによる御前崎市内線、相良御前崎線、相良浜岡線の3路線を運行しており、うち2路線は牧之原市との共同で運行しています。 ・ 新野、朝比奈、比木地区などの公共交通の空白地域では、高齢者などの移動手段として、地域と行政が連携した地域協働バスを運行しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主運行バスの利用者数は年々減少している状況であり、バスの乗務員不足により自主運行バスの存続が懸念されています。 ・ 市民の利用促進を図るとともに、利用者のニーズおよび実態に合わせた運行形態を取り入れる必要があります。 ・ 地域協働バスの運行について、高齢化による利用対象者の増加などを踏まえ、地域と行政が連携し、地域に即した交通手段を確保する必要があります。 ・ 行政区域を越えて運行する自主運行バスについては、関連自治体とのさらなる情報共有や連携強化が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 利用者のニーズに合わせた移動手段の確保

- ・ 自主運行バスでは、利用促進を図るとともに運行便数の合理化により効率の良い運行に取り組みます。
- ・ 利用者のニーズや利用実態に合わせたデマンドタクシーなどの新たな運行形態を取り入れます。

2. 地域協働バスの推進

- ・ 各地区の地域協働バスの運行支援を継続し、利用者増加に努めるとともに地域で利用しやすい地域交通システムを導入します。

3. 近隣自治体との連携

- ・ 地域公共交通を活性化するため、路線バスにより接続している近隣自治体との検討会を実施します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	1人当たりの自主運行バス年間利用回数	2.42回	2.40回	2.40回
2	8地区のうち導入を希望する地域協働バスの導入割合	100%	100%	100%
3	近隣自治体との連携による課題検討会の1年間の開催回数	0回	2回	2回

目標1 平成26年度末の御前崎市人口に対する年間利用者数の割合（現状値：

$81,963 \div 33,835 \div 2.42$ 回/年）。また、平成32、37年度の目標値はおおむね現状維持を目標とし2.4回とする。人口ビジョンによる平成37年度の目標人口は31,275人。



政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-1

交通事故のない環境づくりの促進

《 施策の方針 》

交通安全に関する広報啓発活動の充実や、危険箇所にカーブミラーや区画線設置などの交通安全対策を実施します。ハード・ソフトの両面を整備することにより市民一人一人の交通安全に対する意識を高め、御前崎市から悲惨な交通事故を一件でも減らし、安全・安心な暮らしを守ることを目的とします。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 御前崎市交通安全会による無事故・無違反コンクールの実施や、御前崎市交通指導隊を中心とした日常の交通安全啓発活動を行っています。
- ・ 危険箇所にカーブミラーや区画線などを設置しています。
- ・ 老朽化が著しい施設は随時修繕を実施しています。

課 題

- ・ 交通事故減少のためには、市民一人一人の交通安全意識の向上が必要であり、交通事故のない環境づくり実現のためには、継続的な広報啓発活動、交通安全施設整備が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 交通安全意識の向上と交通安全対策の充実

- ・ 御前崎市交通指導隊や御前崎市交通安全会、警察などの関係機関と連携して、交通安全の広報啓発活動や交通教室などを通じて、市民一人一人の交通安全に対する意識を高め交通事故防止を図ります。
- ・ 危険箇所へカーブミラーや区画線を設置し、交通事故を未然に防ぐ環境を整備します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	人口1万人当り事故件数	61.2件	55件	48件

目標1年換算した件数。

現状：206件（H26年間人身事故発生件数）÷33,680人（H27.9月末総人口）
×10,000=61.16

H32：175件（想定年間人身事故発生件数）÷31,833人（H32推計総人口）
×10,000=54.97

H37：150件（想定年間人身事故発生件数）÷31,275人（H37推計総人口）
×10,000=47.96

《 関連する計画 》

第9次御前崎市交通安全計画



政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-2

犯罪のない安全・安心なまちづくり

《 施策の方針 》

警察や防犯関係機関との連携を強化し、犯罪発生情報や消費者被害情報を提供し犯罪被害防止を呼び掛ける広報啓発活動を通じて、市民一人一人に防犯や消費者被害対策に関する意識を向上させ、複雑多様化する犯罪被害を未然に防ぎ、犯罪のない安全・安心なまちをつくります。

《 現状と課題 》

現状

- ・ 警察からの情報提供により、同報無線や音声告知放送、防犯パトロールなどによる広報啓発活動を実施しています。
- ・ 夜間の街頭犯罪を防止するため、主要交差点などに防犯灯を設置しています。
- ・ 町内会が設置する防犯灯については、補助制度を充実させ、防犯灯の設置を促進しています。
- ・ インターネットの普及や経済のグローバル化などに伴い、消費者のニーズに合った商品やサービスが提供される一方、消費者生活に関するトラブルは、複雑多様化しています。

課題

- ・ 犯罪被害を未然に防ぎ、減少させるためには、多岐にわたる防犯対策が不可欠であり、犯罪発生情報を把握し、広報啓発活動により、市民一人一人の防犯意識を向上させる必要があります。
- ・ 消費者被害や消費者生活のトラブルを未然に防ぐためには、消費者被害情報を提供し、被害への意識の向上が必要です。
- ・ 消費者の権利保護強化のために、消費者相談の窓口となる消費生活センターの活用を広く周知する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 防犯対策の充実

- ・ 警察や防犯関係機関との連携を強化し、犯罪発生情報の把握や広報啓発活動を実施します。防犯パトロールの実施などの対策を向上させることで、複雑多様化する犯罪被害を未然に防ぎます。
- ・ 既存防犯灯の一括LED化や、新規に防犯灯を設置するなど夜間の街頭犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

2. 消費者被害対策の充実

- ・ 消費生活センターは、静岡県との連携を強化し、複雑多様化する消費者被害を把握し、消費者被害の相談体制の充実や救済に努めます。
- ・ ホームページや広報紙などによる広報啓発を実施し、消費者被害や消費者生活に関するトラブルを未然に防ぎます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	犯罪率	0.37%	0.35%	0.32%
2	防犯パトロール実施率	58.7%	62%	70.3%
3	消費者被害者救済率（年度）	88 %	90 %	93 %

目標 1 犯罪率

現状：125件（H26年間刑法犯数）÷33,680人（H27.9月末総人口）×100=0.371
 H32：110件（推定年間刑法犯数）÷31,833人（H32推計総人口）×100=0.345
 H37：100件（推定年間刑法犯数）÷31,275人（H37推計総人口）×100=0.320

目標 2 防犯パトロール実施率：青パト年間実施日数/年間開庁日数（年間勤務日数）×100

年間閉庁日数：土・日曜日 104日、祝日 15日、年末年始 4日（1/1祝日、6日間の内1日は必ず土日になるため-1日） 計 123日

現状：142日（H26年間青パト実施日数）÷242日×100＝58.68

H32：150日（目標青パト実施日数）÷242日×100＝61.98

H37：170日（目標青パト実施日数）÷242日×100＝70.25

目標3 消費者相談件数に対する消費者被害の解決数。「年度」換算した回数。



政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-3

災害に強い防災体制の整備と周知

《 施策の方針 》

地震、津波、台風などの自然災害や万一の原子力発電所事故などの災害に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、方面隊や自主防災会など共助となる地域防災力を強化するとともに、国・県・市・事業所・防災関係機関が一体となり防災体制を構築し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

《 現状と課題 》

現状

- ・ 静岡県では、東海地震や南海・東南海を含む3連動地震（レベル1）と、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフ巨大地震（レベル2）による静岡県第4次地震被害想定を公表しました。
- ・ 内閣府では、立ち退き避難に加え、屋内安全確保を追加し、市が発令する避難勧告などは、空振りを恐れず、早めに発令することを基本とした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を公表しました。
- ・ 万一の原子力災害に備え、静岡県および市は、連携を図りながら、広域避難計画の策定に着手しています。

課題

- ・ レベル1の地震・津波はもとより、レベル2の地震・津波に対しても、一人でも多くの市民の命を守るため、ハード・ソフト両面を組み合わせ対策を進めていく必要があります。
- ・ 大規模災害に備え、市と関係事業所などとの災害時応援協定などの締結を進めていく必要があります。
- ・ 過去の大震災の教訓を踏まえ、地域の実情にあった防災体制の整備や防災訓練を実施していく必要があります。
- ・ 方面隊や自主防災会における防災資機材整備の取り組みについては、市の補助制度を促進します。
- ・ 市が避難勧告などを発令した場合でも、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、市は市民に対して、防災関連情報を正

確かつ迅速に提供できる広報体制の構築を進めていく必要があります。

- ・ 市民は一人一人が避難行動をとることができる知識を高める必要があります。
- ・ 市は、静岡県が現在策定中の広域避難計画踏まえ、連携を図りながら御前崎市広域避難計画の策定を進めていく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 地震・津波に対するハード・ソフト両面での防災対策の整備

- ・ 静岡県が行う粘り強い防潮堤「静岡モデル」（※1）を推進し、市は一人でも多くの市民の命を守るためのアクションプログラム（※2）や津波避難計画方針書などに基づきハード・ソフト両面からの防災対策に取り組みます。

2. 地域の実情にあった防災体制の整備と防災訓練の実施

- ・ 防災講演会の開催により、過去の大震災の教訓を広く市民に周知し、市、方面隊および自主防災会との連携の強化に取り組み、防災体制の整備を図ります。
- ・ 実災害を想定した防災訓練の実施により減災に取り組みます。

3. 避難行動をとることのできる知識の普及

- ・ 防災講演会の開催やこども達への防災教育の実施などにより、地震や津波、風水害、原子力事故などの災害に対する正しい知識の普及を図り、また、地域防災計画や市広域避難計画を踏まえた防災訓練の実施などにより、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう防災意識の高揚を図ります。

※1 静岡モデル： 既存の防災林、砂丘、道路などのかさ上げ・補強や津波避難施設などとの連携による津波対策。

※2 アクションプログラム： 静岡県第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れなどの広範な地震対策の主要な行動目標を定めたもの。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	防災訓練参加率	53 %	56 %	60 %
2	災害協定の整備件数	46 件	50 件	55 件
3	防災指導員数	10 人	12 人	16 人

目標 1 総合防災訓練および地域防災訓練への人口に対する延べ参加者の割合。

目標 2 数値は累計。



政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-4

消防・救急救助体制の充実

《 施策の方針 》

火災やあらゆる災害に対応できる消防力を強化するため、計画的な施設や資機材を整備します。

一方で、計画的に人員を採用するとともに、救急・消火・救助・予防業務の専門的知識を有する人材の育成に努めます。また、火災予防の啓発活動を推進することで、出火率の低減を図ります。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 救急・消火・救助・予防業務を遂行するための人材育成として、静岡県消防学校、総務省消防庁の消防大学校などへの職員を派遣するとともに、車両や資機材の充実、維持管理を行いながら消防行政を運営してきました。
- ・ 近年、火災被害は高齢者に関連するものが多く、グループホームなどの小規模事業所や高齢者世帯に多発し、全国の住宅火災による死者数のうち高齢者が約7割を占めていることから、火災予防啓発活動を実施しています。
- ・ 消防団の災害対応力を強化するため、計画的に整備を進めています。

課 題

- ・ 消防職員の年齢構成が若返るなか、救急・消火・救助・予防業務に対応する人材の育成には、専門教育機関でのさらなるスキルアップを図ることが必要です。
- ・ 効率的な組織運営を図るため、人材の確保や消防広域化について検討が必要です。
- ・ 救急車現場到着時間の全国平均8分30秒を目標に、署所の適正配置や車両の整備が重要です。
- ・ 高齢者世帯が増えるなかで出火率の低減を図るため、広報活動が重要です。

- ・ 地域防災に重要な役割を果たしている消防団員の確保が厳しい状況にあり、消防団に多くの市民が入団しやすい環境を整えることが重要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 組織体制の強化

- ・ 火災やあらゆる災害に対応するため、署所の適正配置や消防車両などを整備します。
- ・ 救急救命士が処置できる範囲の拡大に伴い、資格を取得し市民に対する救命率の向上を目指します。
- ・ 消防基盤の強化のため、中東遠地域で共同運用する消防指令センターとの業務の調整を図るとともに、効率的な組織運営のため、東遠地区の消防救急広域化を目指します。

2. 火災予防体制の推進

- ・ 予防業務を適切に遂行するため、専門的な知識を有する職員を配置します。
- ・ 高齢者世帯に重点を置いた全世帯を対象とする住宅防火対策をさらに促進します。

3. 消防団組織の維持

- ・ 消防団加入対象者の所属する企業などに対して、消防団活動に対する理解をしてもらうため協力要請を行っていきます。
- ・ 消防団による広報・啓発活動や同報無線による広報を定期的に行います。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	人口1万人当たりの出火率	5.29件	3.77件	3.20件
2	救急車の現場到着平均時間	10分43秒	8分30秒	8分00秒
3	消防施設および人員の充足率	67%	88%	98%
4	消防団協力事業所数	19事業所	21事業所	23事業所

目標3 御前崎市消防力整備計画および消防職員定員適正化計画を案分して算出。

目標4 消防団協力事業所表示制度事業所の累計数。

《 関連する計画 》

御前崎市消防力整備計画（消防施設）



政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-5

原子力に関する正しい知識の普及

《 施策の方針 》

原子力発電所を立地する御前崎市として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に原子力に関する情報発信や見学会への参加を通じて、正しい知識の普及を図ります。

《 現状と課題 》

現状

- 原子力に関して学べる機会が少ないなか、市民団体や市内小学校の児童を対象とした見学会を開催し、原子力に関する正しい知識の普及を図ってきましたが、原子力を取り巻く状況が日々変化しています。

課題

- 原子力は専門的な言葉や単位が多く、正しく理解をすることは大変です。原子力発電所を立地する御前崎市として、原子力に関する情報発信をさらに推進する必要があります。
- 情報を受け取る側である子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民に正しい理解を促進することが重要です。特に、子どもと子育て世代の年齢層に分かりやすい情報発信を行い、原子力に対する過度な不安を解消することが重要です。
- 多くの市民の関心を寄せるさまざまな広報媒体を利用した原子力に関する分かりやすい情報提供と、見学会など実際に自分で見て聞いて正しく理解する機会の提供が必要です。
- 市民が不安や疑問に思っていることを聞く機会として、意見交換会を開催し寄せられた意見をテーマとした講演会の開催などを実施していく必要があります。
- 原子力発電所立地市である御前崎市の子どもたちには、身近にある原子力発電所について学習の機会を設け、原子力に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 原子力に関する情報発信の推進

- ・ より多くの市民に原子力に関する正しい知識の普及を図るため、原子力に特化したホームページの構築と更新を行います。ホームページでは、継続的な環境放射線の調査結果を公表するとともに、幅広い年齢層へ情報発信に努めます。
- ・ 見学会や学習会などを開催することで、実際に自分で見て聞いて正しく理解する機会を提供するとともに理解度の向上を図ります。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	原子力ホームページにアクセスした数	4,800 回/年	4,900 回/年	5,000 回/年
2	視察・見学会などに参加し60%以上理解できた人の割合	50 %	52 %	55 %

目標 1 現状値は推計値。

目標 2 現状値は平成 27 年度の数値。

《 関連する計画 》

環境放射能測定計画

